別記様式第１号（第２条関係）

　　年　　月　　日

　東広島市長　　様

住所

氏名

空家バンク物件登録申請書

東広島市空家バンクに物件を登録したいので、東広島市空家バンク制度実施要綱第３条第１項の規定により申請します。申請に当たっては、東広島市空家バンク制度実施要綱に定める事項を遵守することを誓約します。

１　物件台帳の登録事項

　　空家バンク物件登録（登録事項変更）力ードに記載のとおり

２　同意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 市は、利用登録者及び市関係部署に物件台帳への登録事項を情報提供することがあります | □同意します |
| (2) | 登録にあたり、申請者の市税の納付の状況及び暴力団員等の該当の有無を各関係機関に照会します |
| (3) | 空き家等の売買又は賃借に係る契約については、契約の当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しません |
| (4) | 登録後に、個人情報を含まない物件情報（空家バンク物件登録（登録事項変更）力ード記載事項、空き家等の外観・内観の写真）を、市及び他団体が運営する空家バンクのホームページで公開します | □公開に同意します□公開に同意しません |
| (5) | 物件が存する地区の住民自治協議会から市へ、物件台帳の登録事項の提供を求められた場合、市が物件台帳の登録事項を提供し、当該住民自治協議会の管理物件として登録することができます | □提供に同意します□提供に同意しません |
| (6) | 東広島市空家バンクのホームページに掲載する写真を、市の広報活動に利用することがあります | □利用に同意します□利用に同意しません |
|  |  |  |
| 市が定める人口減少地域外の地域の物件では、登録しようとする物件の売買や貸借に係る営業を、不動産会社に依頼されている（媒介契約を締結している）場合は、東広島市空家バンクに登録することはできません。東広島市空家バンクへの物件の登録後、当該物件が不動産会社と媒介契約されていることが判明した場合、市は、東広島市空家バンクの物件登録を取消します。 | □同意します |

（裏面）

３　添付書類

□　空家バンク物件登録（登録事項変更）カード（別記様式第２号）

　□　本人確認書類（運転免許証、個人番号カードの写し等）

　□　空家等及びその敷地の全部事項証明書（未登記の場合は添付不要）

　□　固定資産税納税通知書

　□　相続の関係等を説明する資料（物件登録申請者と登記名義人、納税義務者等が異なる

場合）

　□　空家バンク物件登録承諾書（別記様式第３号）（土地と建物等の所有者が異なる場合）

□　その他市長が必要と認める書類（誓約書）

　　　　　　　　　　　　　　　　（同意書（共有者又は相続人が複数いる場合））